

第288回奈良県開発審査会議事要旨

日時・場所： 令和7年3月28日（金）9時00分～11時30分
Web会議

出席委員： 前川委員、久保委員、島本委員、竹本委員、田中委員、
井上委員、清水委員

出席幹事： 建築安全課（前田次長）
県土利用政策課（堂崎課長）
担い手・農地マネジメント課（片山課長）
景観・自然環境課（街道課長）
水・大気環境課（南地課長）

傍聴者： なし

1 開会宣言等

2 議事

(1) 議事録署名委員の選出
議事録署名委員に久保委員を選出

(2) 議案審議

**第R6-9号議案 インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場
(工場(蒸留酒・混成酒製造業及び清涼飲料製造業):葛城市)**

本件了承される。

なお、本件について以下の質問があった。

久保委員：南側道路の拡幅計画について説明願う。

事務局：現況幅員約4.0mの市道を、計画区域内で道路整備を行い、約1.5m拡幅する計画である。

久保委員：計画工場への給水計画について説明願う。

事務局：上水道の引き込みにより給水する。

竹本委員：既存工場から計画工場への搬入頻度、搬入車両の大きさ、搬入経路及び搬入車両による周辺への影響について説明願う。

事務局：計画工場全体の搬入計画は、1日当たり大型車両で1、2台である。搬入経路は葛城インターチェンジから大和高田バイパスを通

ることで、周辺環境へ悪影響を及ぼすものではないと考える。

田中委員：敷地東側出入口から大型車両の出入りがあるのか説明願う。

事務局：大型車両の出入りは敷地北側からのみであり、敷地東側出入口は通勤時間帯の通勤車両等が出入りする計画である。

田中委員：垂高木以外の緑地部分は何を示しているのか説明願う。

事務局：地表植物による緑化計画を示している。

清水委員：周辺への説明とはどのようなものか説明願う。

事務局：自治会、隣接地所有者に計画内容を説明している。

清水委員：要件にある「周辺の環境に配慮」とは何か説明願う。

事務局：周辺緑化などの景観上の配慮の他、公害対策が適切かどうか等である。

清水委員：市の景観条例に適合した計画か説明願う。

事務局：適合した計画である。

清水委員：現況農地であり地盤改良等が必要になるかと思うが、周辺のため池や田の水質への影響はないか説明願う。

事務局：適切な工法や管理方法について今後検討されるものと考えている。

井上委員：令和4年に現工場が建設されているが、その前の工場は市街化区域内にあったのか。また、今後も同じ基準で増設され、市街化が促進されることはないか説明願う。

事務局：最初の酒蔵は、葛城市の市街化調整区域内にあった。また、今後も基準に適合した場合に工場拡大はあり得るが、基準に適合する範囲内であれば、市街化を促進するものではないと考える。

竹本委員：意図的に2回に分けて計画し、1回では不可能な内容の計画を行うものではないか説明願う。

事務局：敷地規模の制限はなく、1回であっても基準に適合している。

竹本委員：計画場所の検討範囲が適切か説明願う。

事務局：既存工場との原材料や従業員の行き来もあるが、何より地元の酒造メーカーであることから葛城市内での立地を希望しており、適切であると考えている。

第 R6-10号議案 インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場 (工場(金属熱処理業):天理市)

本件了承される。

なお、本件について以下の質問があった。

田中委員：敷地内の水路はどのような形状になるか。また、何の目的で利用されているか説明願う。

事務局：敷地内の通路として利用する部分は、水路に蓋をかけ、それ以外の

部分は、現況通り開渠のままである。また、農業用水路として利用されているものとする。

田中委員：農用地は計画地に含まれるか。その場合、農用地除外の手続きは県で行うのか。また、農用地除外の手続きはいつ頃完了予定か説明願う。

事務局：計画地の全てが農用地である。農用地除外の手続きは、県ではなく天理市が行うものである。また、計画地は、土地改良区事業実施地に該当しており、農用地除外の手続きは令和7年4月1日以降に行う必要があることから、完了時期は不明である。ただし、農用地除外申請に先立ち、農用地除外のため各要件に該当することを確認していることから、農用地の除外見込みがあると判断している。

田中委員：提案基準の要件に「農用地でないこと」が含まれており、農用地除外の完了時期の目処が立たない段階で協議を進めていることについて疑問に思ったが、土地改良区事業実施地の事業期間の制約で農用地除外の申請手続きの途中段階であり、見込みがあるとのことであれば承知した。

島本委員：廃液処理の手順について、具体的に説明願う。

事務局：廃液は機械毎にタンクに集め、廃棄物庫で一時保管をした後、産業廃棄物として引き取り業者に回収される計画である。

島本委員：製品に熱処理を行う際、熱風が外に排出されないか。また、アンモニアの安全性が確保された計画か説明願う。

事務局：排気ダクトを通して、外気に排出することから、問題ないものとする。また、アンモニアガスについても、匂いや有害物質の除去を行ってから外気に排出する。

久保委員：危険物庫及び廃棄物庫には何を保管するか説明願う。

事務局：危険物庫には、機械の燃料や作業工程の中で使用する油類を保管する。廃棄物庫では、廃液、アンモニアのボンベを保管する。

竹本委員：里道の付け替え計画について説明願う。

事務局：敷地中央部の東西方向の里道を南北方向に付け替えるものである。

田中委員：敷地北西部の里道は用途廃止されることになっているが、敷地北側農地への動線がなくなることで問題はないか。また、里道の付け替え及び廃止に当たり地元の同意は取られているか説明願う。

事務局：里道の付け替え及び廃止の手続きにおいて、里道管理者である天理市との協議の結果、付け替え及び廃止するものであり、問題ないとする。

第 R6-11号議案 地域振興産業の工場

(工場(服飾品製造業): 橿原市十市町)

本件了承される。

なお、本件について以下の質問があった。

久保委員：隣接地のスロープとは何か説明願う。

事務局：隣接地は道路面より地盤が低く、進入口として設置されているものである。

井上委員：工業系用途地域内にて敷地の検討を行い、やむを得ず市街化調整区域に立地する計画であるが、今後、工業系用途地域で新規に工場を立地させていくことは可能なのか説明願う。

事務局：周辺の工業系用途地域内には使える空地が少ない状況となっており、新規に工場を立地していくことが困難である場合が多いと考えられる。